

指 第 8 0 6 号

令和2年11月17日

岡山県介護保険関連団体協議会 会長 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長

(公 印 省 略)

指定介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止の徹底  
及び介護サービスの適正な運営の確保について（依頼）

本県の介護保険行政の推進については、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、県内の指定介護老人福祉施設において、介護保険法第88条第6項に規定する「要介護者（入所者）の人格を尊重する」義務に違反する事実（施設従事者による入所者への虐待）が確認され、指定の一部の効力を停止する行政処分が行われるという不祥事が発生しました。

つきましては、今後このような不祥事が発生することのないよう、会員団体に別添通知文を送付していただきますようお願いいたします。

<担当者>

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部保健福祉課

指導監査室 藤本・田野口・三野

TEL : 086-226-7917

【別添】



指 第 8 0 6 号  
令和2年11月17日

各指定介護保険施設・事業所 管理者 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長  
(公 印 省 略)

指定介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止の徹底  
及び介護サービスの適正な運営の確保について（通知）

今般、県内の指定介護老人福祉施設において、介護保険法第88条第6項に規定する「要介護者（入所者）の人格を尊重する」義務に違反する事実（施設従事者による入所者への虐待）が確認され、指定の一部の効力を停止する行政処分が行われるという不祥事が発生しました。

このような事案が発生したことについては、誠に遺憾であります。

各施設・事業所におかれては、平素から適正な施設運営に御尽力いただいているところですが、今回の事案発生を踏まえ、改めて高齢者虐待防止に係る自己点検及び従業者に対する虐待防止研修を実施し、高齢者虐待防止の一層の徹底を図ってください。

また、県条例に規定された基準を遵守し、高齢者虐待の防止や身体拘束の禁止など、高齢者の尊厳を守る適正な事業所運営の確保に万全を期すよう通知します。

<担当者>

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県保健福祉部保健福祉課  
指導監査室 藤本・田野口・三野  
TEL：086-226-7917